第８期 北九州市障害福祉計画
第４期 北九州市障害児福祉計画
素案

第５章　北九州市障害福祉計画及び北九州市障害児福祉計画

１　基本的な考え方

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第 88 条第１項及び児童福祉法第 33 条の 20 第１項に基づく市町村計画として策定するものです。

本計画の策定に当たっては、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、厚生労働省の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、障害のある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る令和１１（2029）年度末の目標を設定するとともに、令和９（2027）年度から令和１１（2029）年度までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に図るための取組を定めます。

○障害者総合支援法第８８条に基づく障害福祉計画

- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

平成 18～ （2006 年度） 20 年度 （2008 年度）	平成 21～ （2009 年度） 23 年度 （2011 年度）	平成 24～ （2012 年度） 26 年度 （2014 年度）	平成 27～ （2015 年度） 29 年度 （2017 年度）	平成 30～ （2018 年度） 令和２年度 （2020 年度）	令和３～ （2021 年度） ５年度 （2023 年度）	令和６～ （2024 年度） ８年度 （2026 年度）	令和９～ （2027 年度） １１年度 （2029 年度）
第１期	第２期	第３期	第４期	第５期	第６期	第７期	第８期

○児童福祉法第３３条の２０に基づく障害児福祉計画

- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等

平成 30～ （2018 年度） 令和２年度 （2020 年度）	令和３～ （2021 年度） ５年度 （2023 年度）	令和６～ （2024 年度） ８年度 （2026 年度）	令和９～ （2024 年度） １１年度 （2026 年度）
第１期	第２期	第３期	第４期

2　本計画の方向性

第8期北九州市障害福祉計画・第4期北九州市障害児福祉計画　（計画期間：令和 9（2027）年度～令和11（2029）年度）

障害のある人・子どもを取り巻く環境

●障害のある人・子どもの重度化。介護者・家族も　高齢化し、「親なき後」の支援は、喫緊の課題。

●本人の意思決定に基づき、住み慣れた地域等希望の場所で、安心して暮らせる「共生社会」の実現に向けた環境整備が必要。

●医療技術の進歩により、地域で暮らす「医療的ケアが必要な人・子ども」が増加し、専門的なケアと生活支援を両立させる体制構築が重要。

●障害者の法定雇用率が引き上げ（2.5% ⇒ 2.7%）

●福祉人材の深刻な人手不足とサービス等の質の確保が課題。

【北九州市の特徴】

●約3人に1人が65歳以上となるなど、政令市一高齢化が進んでいる中、ケアする親や障害者本人も高齢化している。

●これまで「発達障害のある人・子ども」に対し、市独自の取組を実施。

●障害者基幹相談支援センターや発達障害者支援センター「つばさ」、児童発達支援センター（8箇所）等々多様な機関が市内に存在。

●事業所数が増加傾向、障害福祉関係予算が10年間で約2倍。

国の指針や市の特徴を踏まえた今後の施策の方向性

●地域共生社会の実現に向けた取組の深化、「親なき後」の支援に向けた地域生活支援拠点の強化

●意思決定支援（地域移行等への意向確認、就労意向確認等）の強化

●障害特性（医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害等）に応じたきめ細やかな支援の確保

●一般就労への移行促進、企業における障害の理解促進

●障害のある子どもに対する、支援提供体制の強化（中核機能の確保等）

●発達障害のある人・子どもの支援に向けた会議や関係機関の有効活用

●持続可能な支援体制の構築（人材確保・生産性向上）

●各種システム等を用いた指導・支援による障害福祉サービスの質の確保

●障害福祉サービスにおける必要な量の見込みの客観的かつ適正な算定

本計画の視点と主な成果目標

◆視点Ⅰ：住み慣れた地域等希望する場所で、安心して「暮らし続ける」

○共生社会の実現に向け、本人の意思や様々な障害特性に応じた地域等での相談・受入等支援体制づくり・充実、施設入所者の地域への移行等の促進

《成果目標》

1 地域生活支援の充実

・「相談」、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」及び「専門人材の確保・養成等」の機能を持つ「地域生活支援拠点等」の7箇所以上の維持（親なき後を見据えた対応）　など

2 相談支援体制の充実・強化等

・障害者基幹相談支援センターを中心とした総合的・専門的相談支援や地域相談支援体制の強化

・**【新規】**相談支援専門員の人材育成等、本人の意向を踏まえた計画相談支援体制の強化による、のぞまないセルフプランの防止

・**【新規・独自】**高次脳機能障害のある人への支援の充実　など

3 福祉施設から一般就労への移行等

・就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行の促進、・**【新規】**就労選択支援の利用の促進　など

4 福祉施設の入所者の地域生活への移行

・福祉施設の入所者の地域生活への移行の促進　など

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

・精神病床における一年以上長期入院患者数の減、・**【新規】**心のサポーターの養成

・**【新規】**こころの健康チェック表「K6」を活用した住民の心理的ストレスを含むこころの状態の把握

◆視点Ⅱ：子どもの時から成長を支え、みんなが「共に生きる」

○障害の程度や特性（「医療的ケア」「強度行動障害」「高次脳機能障害」「発達障害」等）にかかわらない、様々な関係機関の連携によるライフステージを通した切れ目ない支援体制の充実

《成果目標》

6 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

・児童発達支援センターの中核的機関としての4つの機能の実践による、地域支援体制の充実

・医療的ケアが必要な子ども等に対する支援（適切な支援のための関係機関との連携、コーディネーターの配置）

・**【新規】**障害のある子どもへの伴走的な相談支援体制の強化及び地域の連携体制の確保　など

7 【独自】発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

・**【独自】**発達障害のある人・子どものライフステージを通して一貫した支援、強度行動障害のある人・子どもへの支援の強化

◆視点Ⅲ：適正な障害福祉サービス等の提供に向けた「人材確保・育成、質の向上」

○人材確保・定着に向けた職場環境の整備やそれに向けた各種研修等実施による事業者支援など障害福祉サービス等の適正な提供

《成果目標》

8 【新規】障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケア充実のための生産性向上

・**【新規】**障害福祉人材の確保・定着に向けた処遇改善加算の取得の推進等

・**【新規・再掲】**地域の相談支援専門員等を対象とした人材育成支援　など

9 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

・各種システム等を利用した指導、支援の充実

・**【新規】**障害福祉サービス等の情報公表の徹底　など

３　計画で定める項目

北九州市では、次期計画を策定するにあたり、障害のある人・子どもを取り巻く環境や国の指針、調査等により把握した本市の実情を踏まえた上で、３つの視点で「成果目標及び活動指標等」を整理しました。

この３つの視点に基づき、障害のある人や子どもの地域生活の支援に必要な障害福祉サービス等の提供体制の総合的かつ計画的な確保に向けて、**「成果目標」**及び**「活動指標」**を定め、取組を進めていきます。

併せて、成果目標の達成に資する**「地域生活支援事業」**についても、量の見込み等を定めて取り組みます。

視点Ⅰ　住み慣れた地域等希望する場所で、安心して「暮らし続ける」
1 地域生活支援の充実
2 相談支援体制の充実・強化等
3 福祉施設から一般就労への移行等
4 福祉施設の入所者の地域生活への移行
5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
視点Ⅱ　子どもの時から成長を支え、みんなが「共に生きる」
6 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等
7【独自】発達障害のある人等に対する支援の充実・強化
視点Ⅲ　適正な障害福祉サービス等の提供に向けた「人材確保・育成、質の向上」
8【新規】障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケア充実のための生産性向上
9 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

第６章　成果目標及び活動指標等

Ⅰ　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

視点Ⅰ

住み慣れた地域等希望する場所で、安心して「暮らし続ける」

～共生社会の実現に向け、本人の意思や様々な障害特性に応じた地域等での相談・受入等支援体制づくり・充実、施設入所者の地域への移行等の促進～

（１）地域生活支援の充実

成果目標

「相談」、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」及び「専門的人材の確保、養成等」の機能を持つ「地域生活支援拠点等」については、令和11年度末までに７箇所以上を維持するとともに、その機能充実のためにコーディネーターによる効果的な支援体制の構築を進めながら、運用状況を検証、検討するための会議を年１回以上開催する。

【目標設定の考え方】

障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、緊急時にいつでも相談でき、必要な対応を図る体制の確保や、入所施設や病院等から一人暮らしなどへの移行支援等のための、体験の機会・場の提供を行うなど、地域生活支援拠点等の整備を行うとともに、地域のニーズや課題に応えられているかを継続的に検証・検討を行うこととする。

【目標達成のための取組】

北九州市障害者計画の分野５「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（４）地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努める。

成果目標に係る事業の活動指標

○ 居住支援・施設系サービス・地域生活支援拠点等

・地域生活支援拠点等の設置（設置数）

・地域生活支援拠点等の機能充実を推進するコーディネーターの配置（人数）

・地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施(回数)

（２）相談支援体制の充実・強化等

①相談支援体制の充実・強化等

成果目標

障害者基幹相談支援センターを中心として、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化等を通じた地域づくりを図る体制を確保する。

また、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、そのために必要な協議会の体制を確保する。

【目標設定の考え方】

国の指針に基づき、本市では、「北九州市障害者基幹相談支援センター」において、虐待防止センターや居住サポート事業等を併せて実施するなど、総合的な相談支援を行うとともに、地域における身近な相談を担う相談支援専門員に向けた研修や会議等を通じて、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化等を実施する体制の確保を図る。

また、「北九州市障害者自立支援協議会」における専門部会や相談支援事業所の参画による事例検討等を通じて、地域サービス基盤の開発・改善等を図る。

【目標達成のための取組】

北九州市障害者計画の分野５「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（３）相談支援体制の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努める。

②【新規】のぞまないセルフプランの発生を防ぐための相談支援体制の充実

成果目標

地域の相談支援専門員等を対象とした専門的な研修等で人材育成支援を実施するとともに、自立支援協議会等の場を活用した多機関連携や個別事例の検証体制を強化することで、地域全体の相談支援の質を向上させ、希望する全ての利用者が適切に計画相談支援を受けられる環境づくりを進めていき、のぞまないセルフプランの発生を防ぐ。

【目標設定の考え方】

国の指針に基づき、地域における身近な相談を担う相談支援専門員に向けた研修や会議等を通じて、のぞまないセルフプランの発生を防ぐ。

【目標達成のための取組】

北九州市障害者計画の分野５「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（３）相談支援体制の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努める。

成果目標に係る事業の活動指標

○基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化
- ・地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言（件数）
- ・【新規】地域の相談支援専門員等を対象とした人材育成研修（受講者数）
- ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施（回数）
- ・個別事例の支援内容の検証の実施（回数）
- ・基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置（人数）

○協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善
- ・協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施（回数、参加事業者数・機関数）
- ・協議会の専門部会の設置（設置数）及び実施（回数）

③【新規・独自】高次脳機能障害のある人への支援の充実

成果目標

高次脳機能障害者支援法施行に伴い、高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害のある人の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を切れ目なく実施する。

【目標設定の考え方】

国の指針に基づき、本市においても、「北九州市高次脳機能障害者支援センター」を指定するとともに、関係機関や民間団体から構成される高次脳機能障害者支援地域協議会を設置し、支援体制を整備する。

また、高次脳機能障害への理解促進のための普及・啓発に努める。

【目標達成のための取組】

北九州市障害者計画の分野５「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（３）相談支援体制の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努める。

成果目標に係る事業の活動指標

○【新規】高次脳機能障害者支援体制の整備
- ・【新規】高次脳機能障害者支援センターの設置（設置数）
- ・【新規】高次脳機能障害者支援地域協議会の開催（回数）

・【新規】高次脳機能障害者支援センターにおける
　　支援コーディネーターの配置（人数）
・【新規】高次脳機能障害者支援センターにおける相談（件数）
・【新規】高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への
　　研修、啓発（件数）

（３）福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護）を通じた一般就労への移行者数

成果目標

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数を、令和６(2024)年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。

事業別の目標については、就労移行支援事業は令和６(2024)年度実績の1.14倍以上、就労継続支援Ｂ型事業は1.67倍以上とする。就労継続支援Ａ型事業については、令和７(2025)年度実績値を維持することを目標とする。

Ｒ６(2024）年度末実績			**Ｒ11(2029）年度の目標値**	
341人		**1.31倍以上**	**467人**	
うち移行	202人	→	うち移行	**231人**
うちＡ型	57人		うちＡ型	**107人**
うちＢ型	70人		うちＢ型	**117人**
うち自立訓練	11人		うち自立訓練＋生活介護	**12人**
うち生活介護	1人			

【目標設定の考え方】

令和６(2024)年度実績を基準に、国の目標値を令和11(2029)年度の目標とする。

就労継続支援Ａ型事業所については令和７(2025)年度実績が既に国の目標値（令和６年度実績×1.52倍以上)に達していることから、令和７(2025)年度実績の水準を維持する。

②就労移行支援

成果目標

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が５割以上の事業所を７割以上とすることを目標とする。

【目標設定の考え方】

令和７(2025)年度の実績値は、国が指針で示す目標値(５割以上）を上回っていることから、引き続き高い水準を安定的に維持することを目指し、７割以上を目標として設定する。

③就労定着支援事業の利用者数

成果目標

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業の利用者数を令和６(2024）年度末実績の1.47倍以上とする。

令和６年度の就労定着支援事業の利用者数（実績）	152 人
令和 11(2029）年度末の就労定着支援事業の利用者数(目標）	**284 人以上**

1.47倍以上

【目標設定の考え方】

利用者数は増加傾向にあり、国が指針で示す目標値（R６年度実績比1.47倍以上）は達成間近となっていることから、近年の伸び率を基本として見込量を設定する。

④就労定着支援

成果目標

就労定着支援事業利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合を２割５分以上とする。

【目標設定の考え方】

国が指針で示す目標値と同じものとする。

⑤【新規】協議会設置圏域ごとでの就労選択支援事業所の設置及び就労選択支援の利用者数

成果目標

就労選択支援を提供できるよう体制確保に努めるとともに、本人の自立に向けた一般就労への移行を含め、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するため、就労選択支援の利用者数の増加を図る。

令和11(2029）年度末の就労選択支援の利用者数（目標）	**327人**

【目標設定の考え方】

自立支援協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を一事業所以上設置するとした国の指針は達成している。利用者数について国の指針では、「令和11(2029) 年度の就労選択支援を利用する障害者の数を８万２千人以上とする」としており、本市でも利用者が増加するものとして見込量を設定する。

⑥関係機関が連携した支援体制の構築

成果目標

就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携した支援体制を構築する。

【目標設定の考え方】

国の指針に基づき、関係機関の相互理解や情報共有を強化し、就労支援の質の確保に努めることで、円滑な就労移行体制の確保を図る。

【目標達成のための取組】

北九州市障害者計画の分野８「就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進」において示す施策のうち、特に「（１）総合的な就労支援」により成果目標の達成に努める。

成果目標に係る事業の活動指標

〇日中活動系サービス

・就労移行支援（利用者数、利用日数）
・就労継続支援（Ａ型）（利用者数、利用日数）
・就労継続支援（Ｂ型）（利用者数、利用日数）
・自立訓練（機能訓練）（利用者数、利用日数）
・自立訓練（生活訓練）（利用者数、利用日数）
・生活介護（利用者数、利用日数）
・就労定着支援（利用者数）
・就労定着支援の指定事業所（事業所数）
・就労定着実績体制加算の算定実績のある事業所（事業所数）
・就労選択支援（利用者数、利用日数）

〇雇用、福祉、教育等の関係機関との連携

（４）福祉施設の入所者の地域生活への移行

①福祉施設の入所者の地域生活移行

成果目標

令和11(2029）年度末において、令和７(2025）年度末時点の施設入所者数の７％以上が地域生活へ移行する状態を目指す。

令和７(2025）年度末の福祉施設の入所者数（実績）	1,278人
令和11（2029）年度末の地域生活への移行者数（目標）	**90人以上**

7%以上移行

②福祉施設の入所者数

成果目標

令和11(2029）年度末において、令和７(2025）年度末時点の施設入所者数の5.1％（66人）以上減の状態を目指す。

令和７(2025）年度末の福祉施設の入所者数（実績）	1,278人
令和11(2029）年度末の福祉施設の入所者数（目標）	**1,212人以下**

5.1%以上減

【目標設定の考え方】

国の指針に基づき、地域生活への移行を進める観点から、令和７年度末時点の施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練等事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数値を見込み、令和11年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定する。なお、令和８年度末推計値が障害福祉計画で定めた目標値を下回るため、未達成割合を令和11年度の目標値に加える。

【目標達成のための取組】

北九州市障害者計画の分野５「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策により、成果目標の達成に努める。

成果目標に係る事業の活動指標

〇訪問系サービス

・居宅介護（利用者数、利用時間数）

・重度訪問介護（利用者数、利用時間数）

・同行援護（利用者数、利用時間数）
・行動援護（利用者数、利用時間数）
・重度障害者等包括支援

○日中活動系サービス
・【再掲】生活介護（利用者数、利用日数）
・【再掲】自立訓練（機能訓練）（利用者数、利用日数）
・【再掲】自立訓練（生活訓練）（利用者数、利用日数）
・【再掲】就労選択支援（利用者数、利用日数）
・【再掲】就労移行支援（利用者数、利用日数）
・【再掲】就労継続支援（Ａ型）（利用者数、利用日数）
・【再掲】就労継続支援（Ｂ型）（利用者数、利用日数）
・【再掲】就労定着支援（利用者数）
・療養介護（利用者数）
・短期入所（福祉型・医療型）（利用者数、利用日数）

○自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援
・自立生活援助
・共同生活援助（利用者数）
・施設入所支援（利用者数）

○相談支援
・計画相談支援（利用者数）
・地域移行支援（利用者数）
・地域定着支援（利用者数）

○【新規】地域移行等意向確認担当者による、地域生活への移行に向けた支援（回数）

（５）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①精神病床における一年以上長期入院患者数

成果目標

令和11(2029）年度末までに、精神病床における一年以上長期入院患者数を○○人以下とする。(65歳未満、65歳以上、75歳以上）（県と調整中）

令和11(2029）年度末の一年以上の長期入院患者数(目標)	**○,○○○人以下**

【目標設定の考え方】

（福岡県と調整中）

【目標達成のための取組】

北九州市障害者計画の分野５「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（４）地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努める。

②【新規】心のサポーターの養成

成果目標

令和11(2029）年末において、心のサポーター養成者数を397人とする。

【目標設定の考え方】

国の指針に基づき、令和７(2025）年度実績271人を基準とし、毎年度前年度比10%増で見込み、その上で、令和11年度末における心のサポーター養成人数の目標値を設定する。

【目標達成のための取組】

北九州市障害者計画の分野５「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（４）地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努める。

③【新規】こころの健康チェック表「K6」による住民のこころの状態の把握

成果目標

精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価及び検討するため、K6を活用して住民の心理的ストレスを含むこころの状態を把握する。

【目標設定の考え方】

国の指針に基づき、住民のこころの状態を把握することにより、本市の精神保健医療福祉体制の基盤整備を行う。

【目標達成のための取組】

北九州市障害者計画の分野５「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（４）地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努める。

成果目標に係る事業の活動指標

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催（回数）
・保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加(参加者数)
・保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施（回数）
・精神障害のある人の地域移行支援（利用者数）
・精神障害のある人の地域定着支援（利用者数）
・精神障害のある人の共同生活援助（利用者数）
・精神障害のある人の自立生活援助
・精神障害のある人の自立訓練（生活訓練）（利用者数）
・【新規】精神障害のある人の短期入所（利用者数）
・【新規】心のサポーター養成研修の実施（回数）
・【新規】精神保健福祉相談員講習会等の実施（回数）

視点Ⅱ

子どもの時から成長を支え、みんなが「共に生きる」

～障害の程度や特性（「医療的ケア」「強度行動障害」「高次脳機能障害」「発達障害」等）にかかわらない、様々な関係機関の連携によるライフステージを通した切れ目のない支援体制の充実～

（６）障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

成果目標

児童発達支援センター(８箇所）の適切な運営に引き続き取り組むとともに、全ての児童発達支援センターが地域の中核的な支援機関として４つの機能を提供しながら、地域支援(保育所等訪問支援）の充実を図る。

【目標設定の考え方】

国が指針で示す「児童発達支援センター」は、市内全域に概ね設置が完了していることから、現行の箇所数を見込量として設定する。中核的な支援機関としての４つの機能については、実施状況を確認しながら、地域における支援体制の充実及び質の向上を図る。

《４つの機能》

（ⅰ）幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

（ⅱ）地域の障害児通所施設に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

（ⅲ）地域のインクルージョン推進の中核としての機能

（ⅳ）地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

また、地域の課題や対策等について関係機関と協議を行う等、連携体制の充実を図りながら、インクルージョン推進の中核としての機能を発揮できるよう支援を行う。

②聴覚障害のある子どもに対する支援のための中核機能を果たす体制の確保

成果目標

聴覚障害のある子どもに対する支援の中核機能を整備し、保健・医療・教育等、関係機関と連携しながら、聴覚障害のある子ども及びその保護者に対して切れ目のない支援を行う。

【目標設定の考え方】

国の指針に基づき、福岡県が実施する「福岡県聴覚障がい児・家族支援事業」等に連携・参画し、保健、医療、福祉及び教育等の多職種が連携強化することで、乳児期からの切れ目のない支援体制の確保を図る。

③主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等

成果目標

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適切な運営に引き続き取り組むとともに、重度の障害等により外出が著しく困難で在宅生活を送っている障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの充実を図る。

【目標設定の考え方】

本市には、国が指針で示す重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所があることから、数値目標は設けず、既存の事業所の適切な運営に取り組む。

また、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害のある子どもに発達支援を提供するサービスのニーズがあることから、居宅訪問型児童発達支援の充実を図る。

④医療的ケアが必要な子ども等に対する支援

成果目標

「北九州地域医療的ケア児支援協議会」を通じて、医療的ケアが必要な子どもの心身の状況や介護者の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が受けられるように関係機関との連携を図る。

また、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケアが必要な子ども等に対する支援のための地域づくりを推進するとともに、関係機関と医療的ケアが必要な子ども等やその家族をつなぎ、必要な支援を総合的に調整する医療的ケア児コーディネーターを引き続き配置する。

なお、１８歳に達した後も、切れ目なく必要とする支援を受けながら、希望する地域で生活を送ることができるよう体制を確保する。

【目標設定の考え方】

本市では、国が指針で示す関係機関等が連携を図るための協議の場として、医療的ケア児支援協議会をすでに設置していることから、数値目標は設けず、今後も関係機関との連携を進めていく。

また、医療的ケア児コーディネーターを引き続き配置する。

⑤障害児入所施設からの移行調整

成果目標

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう適切な移行調整に引き続き取り組むとともに、支援に携わる関係機関との連携の充実を図る。

【目標設定の考え方】

本市では、国が指針で示す成果目標を達成していることから、今後も引き続き適切な移行調整に取り組む。

加えて、支援に携わる関係機関との連携の充実を図ることを目標とする。

⑥【新規】障害のある子どもへの伴走的な相談支援体制の強化及び地域の連携体制の確保

成果目標

「のぞまないセルフプラン」が発生することがないよう、計画相談の充実を促進する。また、児童発達支援センター等の地域の関係機関と連携し、家族支援を含む伴走型支援を強化するとともに、自立支援協議会での個別事例検討や地域課題の整理を行い、切れ目ない支援体制を確保する。

【目標設定の考え方】

国の指針に基づき、本市では、多職種が構成員となっている「北九州市障害者自立支援協議会」において、障害児支援についての課題整理を行うとともに、体制強化に向けての協議・検討を行う。

⑦【独自】保育所等における障害のある子どもの受入れ

成果目標

関係機関との連携により、保育所・幼稚園等での障害のある子どもの受入れや保育内容の充実を図るとともに、障害のある子どもの放課後の居場所の充実を図る。そのため、受入れ体制を維持する。

【目標設定の考え方】

障害のある子どもの受入れについては、現在、保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等において既に行っており、今後も障害の有無に関わらず全ての児童が共に成長できるよう、受入れ体制の維持、実施内容の充実に努める。

【目標達成のための取組】

北九州市障害者計画の分野５「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（５）障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努める。

成果目標に係る事業の活動指標

〇障害のある子どもに対する支援

- ・児童発達支援（利用児童数、利用日数）
- ・放課後等デイサービス（利用児童数、利用日数）
- ・保育所等訪問支援（利用児童数、利用日数）
- ・居宅訪問型児童発達支援（利用児童数、利用日数）
- ・福祉型障害児入所支援（利用児童数）

・医療型障害児入所支援（利用児童数）
・障害児相談支援（利用児童数）
・医療的ケアが必要な子どもに対する関連分野の支援を調整する
コーディネーターの配置（人数）
・【新規・独自】自立支援協議会における障害児支援等に関する協議(回数)

（7）【独自】発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

①発達障害のある人・子どものライフステージを通して一貫した支援

成果目標

令和11(2029) 年度末までに発達障害のある人・子どものライフステージを通して一貫した支援を実施する体制を構築することを目標とする。

【目標設定の考え方】

発達障害のある人や子どもの支援に関わる機関やサービス提供事業者等が定期的に課題を共有し、連携緊密化を図ることで、切れ目のない支援体制の構築を図る。

②【新規】強度行動障害の状態にある人・子どもに関する支援ニーズの把握及び支援体制の整備

成果目標

強度行動障害の状態にある人・子どもに対する支援体制を強化するため、「北九州市発達障害者支援地域協議会」や支援者養成研修会を開催することで、支援ニーズの把握や支援人材の育成を図る。

【目標設定の考え方】

国の指針に基づき、発達障害者支援地域協議会の構成員や「北九州市発達障害者支援センター『つばさ』」と支援体制について引き続き協議を進め、協議会において専門家や親の会等から支援ニーズの把握や支援者養成研修において支援人材を育成し、支援体制の強化を図る。

③強度行動障害の状態にある人・子どもに対する支援強化

成果目標

強度行動障害の状態にある人・子どもに対する支援強化のための「集中的支援体制」を推進する。

【目標設定の考え方】

本市発達障害者支援地域協議会において議論中の「強度行動障害児者に対する支援体制」について、目標として設定する。

【目標達成のための取組】

北九州市障害者計画の分野５「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（３）相談支援体制の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努める。

具体的には、福岡県と「集中的支援体制」について協議を進めるとともに、実施主体となる本市発達障害者支援センター「つばさ」とも並行して協議を進めることで、体制の構築を行う。

成果目標に係る事業の活動指標

○発達障害のある人等に対する支援

- ・発達障害者支援地域協議会の開催（回数）
- ・発達障害者支援センターによる相談支援（件数）
- ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言（件数）
- ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発（件数）
- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施（受講者数）
- ・ペアレントメンター（人数）
- ・ピアサポートの活動への参加（参加人数）
- ・【新規・独自】発達障害者支援センター「つばさ」が実施する強度行動障害支援に係るフォローアップ研修の開催(回数)

視点Ⅲ

適正な障害福祉サービス等の提供に向けた「人材確保・育成、質の向上」

～障害福祉人材の確保・定着に向けた職場環境の整備やそれに向けた各種研修等実施による事業者支援など障害福祉サービス等の適正な提供～

（８）【新規】障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケア充実のための生産性向上

①障害福祉人材の確保・定着

成果目標

障害福祉人材の確保・定着に向け、障害福祉現場における賃上げ、職場環境改善・生産性向上を推進するために、処遇改善加算の取得や介護テクノロジー等の導入を推進する。

【目標設定の考え方】

国の指針においては都道府県の目標であるが、その重要性に鑑み、本市においても、国の指針に基づき、障害福祉人材の確保・定着に向け、職場環境改善を推進するため、処遇改善加算の取得事業所数に関する目標値を設定する。

また、人手不足の中での質の高いサービスや働きやすさの維持・改善など、生産性向上や業務負担軽減を推進するため、ICT・ロボット導入に係る事業所数に関する目標値を設定する。

②地域の相談支援専門員等を対象とした人材育成支援

成果目標

障害福祉人材の確保・定着に向け、地域ニーズを踏まえて計画的に専門人材を養成する必要があるため、

ア　【新規・再掲】地域の相談支援専門員等を対象とした専門的な研修等による人材育成支援を実施する。

イ　【新規】障害のある人自身の自己決定を尊重し、意思決定支援を適切に実施できる人材の育成に向けた研修を実施する。

【目標設定の考え方】

国の指針においては都道府県の目標であるが、本市としても、障害のある人等の自立促進や地域生活基盤の整備等に向け、専門人材の養成が必要と考えるため、相談支援専門員等の質の向上のための研修等人材育成支援に係る目標を設定する。

併せて、障害のある人等の自己決定を尊重し、意思決定支援を適切に実施できる人材の養成が重要であることから、研修に係る目標を設定する。

【目標達成のための取組】

北九州市障害者計画の分野５「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（１）障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等」に係る施策により、成果目標の達成に努める。

障害福祉サービス等事業所への処遇改善加算制度の周知や相談に加え、介護テクノロジーの導入を進める事業所への支援を図る。

また、障害福祉サービス等事業所への周知や広報により、研修に参加する相談支援専門員の増加を図るとともに、障害のある人の意思決定の支援を推進するため、「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修会の実施により、成果目標の達成に努める。

成果目標に係る事業の活動指標

○【新規】障害福祉人材の確保・定着に向けた処遇改善等
- ・【新規】福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所(事業所数)
- ・【新規】ICT・ロボット導入支援事業において採択された事業所（事業所数)

○【新規】地域の相談支援専門員等を対象とした人材育成支援及び障害のある人自身の自己決定を尊重し、意思決定支援を適切に実施できる人材の育成
- ・【再掲】地域の相談支援専門員等を対象とした人材育成研修の実施(受講者数)
- ・【新規】意思決定支援ガイドラインを活用した研修会の実施(回数・受講者数)

（９）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

①障害福祉サービスの質の向上のための取組

成果目標

各種システム等の分析結果及び関係自治体と共有した指導監査結果を活用するとともに、国が示す基準に沿って運営指導を実施し、障害福祉サービスの指導、支援を充実する。

【目標設定の考え方】

国の指針に基づき、障害福祉サービスに多数の事業者が参入する状況の中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うため、（ｉ）福祉事務所職員の障害者総合支援法の具体的内容の理解、（ii）事業所の不適切な事業運営や誤った報酬請求に対する適切な改善指導と厳正な対応などに取り組む体制の確保を図る。

②【新規】障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率

成果目標

事業者が公表しているサービス等の内容を参照することで、利用者が個々のニーズに応じた良質なサービス選択ができるよう、障害福祉サービス等情報公表制度における公表率及び更新率を100%とする。

【目標設定の考え方】

国の指針に基づき、障害福祉サービス等情報公表制度においては、サービスの提供にあたってその内容が公表されていることが原則であることから、公表率及び更新率を100%とする。

【目標達成のための取組】

北九州市障害者計画の主に分野５「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（１）障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等」に係る施策により、成果目標の達成に努める。

また、新規指定の際には、サービス等の内容について公表義務があることを周知するとともに、事業開始から６月以内に実施する現況確認や、６年に１度を目安に実施する運営指導においても、適時適切な更新が行われていることの確認を徹底する。

成果目標に係る事業の活動指標

○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
（福祉事務所職員の研修受講割合）

・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果及び
指導監査結果の関係自治体との共有（審査・監査結果の共有回数）

・【新規】障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表等
（公表率・更新率）

２　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み（活動指標）

（１）地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点等の設置

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
設置数	7箇所以上	7箇所以上	7箇所以上

見込量の設定の考え方

令和２(2020）年に開始した地域生活支援拠点等（緊急時の受入れ・対応）及び、令和６年度から実施しているモデル事業の本格実施に向け、「北九州市障害者自立支援協議会」での協議を踏まえ、見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害のある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係機関の連携を密にしながら、支援者の協力体制を確保する。

②地域生活支援拠点等の機能充実を推進するコーディネーターの配置

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
配置人数	3人	3人	3人

見込量の設定の考え方

地域生活支援拠点等の機能充実や、地域の支援体制づくりのために障害者基幹相談支援センターにおいてコーディネーターの役割を担っている職員と、今後モデル事業の本格実施を見据えた体制確保を踏まえて見込み人数を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、関係機関の連携を密にしながら、支援者の協力体制を確保する。

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
実施回数	2回	2回	2回

見込量の設定の考え方

「北九州市障害者自立支援協議会」において実施する「支援の質向上推進会議」の開催回数を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

「支援の質向上推進会議」において、拠点等の運営に関する課題や地域のニーズについて継続的に検証・検討を行うことで、機能の充実・強化を図る。

（2）相談支援体制の充実・強化等

①基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

ア 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
指導･助言件数	150件	150件	150 件

見込量の設定の考え方

障害者基幹相談支援センターが指定相談支援事業所を支援・協働しているケース件数を踏まえて、見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害者基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業者の求めに応じて、協働して困難な事例に当たるなど、訪問等により助言等を行うことにより、地域の相談支援体制の強化を図る。

イ 【新規】地域の相談支援専門員等を対象とした人材育成研修

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
受講者数	270人	280人	290人

見込量の設定の考え方

相談支援専門員等の質の向上を図ることが、利用者の自立促進や地域生活基盤の整備につながることから、研修を受講した人数を目標値として設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害福祉サービス等事業所への周知や広報により、研修に参加する相談支援専門員の増加を図る。

ウ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
実施回数	15回	15回	15回

見込量の設定の考え方

地域の相談機関等との連携につながる会議や研修会等の開催回数を踏まえて、見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害者相談支援における課題や情報を共有・検討する会議や研修会の開催を通して、障害者基幹相談支援センターを含めた委託相談支援機関や指定相談支援事業所、区保健福祉課等の相談機関の連携強化を図る。

エ 個別事例の支援内容の検証の実施

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
実施回数	6 回	6 回	6 回

見込量の設定の考え方

個別事例の検証につながる会議や研修会等の開催回数を踏まえて、見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害者相談支援における課題や情報を共有・検討する会議や研修会の開催を通して、個別事例の支援内容の検証を行う。

オ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 (2027 年度)	令和10年度 (2028 年度)	令和11年度 (2029 年度)
配置人数	3 人	3 人	3 人

※配置人数:主任相談支援専門員配置人数(人/年)

見込量の設定の考え方

障害者基幹相談支援センターにおける現在の主任相談支援専門員配置数を踏まえて、見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

主任相談支援専門員養成研修への積極的な受講を通じて、障害者基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の確保を図る。

②協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

ア 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 (2027 年度)	令和10年度 (2028 年度)	令和11年度 (2029 年度)
実施回数	15回	15回	15回
参加事業者数	85 事業者	85 事業者	85 事業者

見込量の設定の考え方

「北九州市障害者自立支援協議会」における、個別事例の検証につながる会議や研修会等の開催回数及び参加事業者数等を踏まえて、見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

個別事例の検証につながる会議や研修会等を通じて、協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を図る。

イ 協議会の専門部会の設置及び実施

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 (2027 年度)	令和10年度 (2028 年度)	令和11年度 (2029 年度)
設置数	2部会	2部会	2部会
実施回数	6回	6回	6回

見込量の設定の考え方

「北九州市障害者自立支援協議会」における専門部会の設置数及び実施回数を踏まえて、見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

「北九州市障害者自立支援協議会」において、個別事例の検討等を通じて課題を把握し、専門部会等で協議等を行うことにより、サービス基盤の開発や改善を図る。

③【新規】高次脳機能障害者支援体制の整備

ア 【新規】高次脳機能障害者支援センターの設置

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 (2027 年度)	令和10年度 (2028 年度)	令和11年度 (2029 年度)
設置数	1箇所	1箇所	1箇所

見込量の設定の考え方

福岡県が実施している「福岡県高次脳機能障がい支援拠点機関」の令和7年度までの設置数から見込み量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

高次脳機能障害者支援センターの運営に関する課題や当事者や家族、地域のニーズについて継続的に検証・検討を行い、機能の充実・強化を図る。

イ 【新規】高次脳機能障害者支援地域協議会の開催

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
開催回数	1回	1回	1回

見込量の設定の考え方

福岡県が実施している「高次脳機能障がい相談支援体制連携調整委員会」の令和７年度までの開催回数を基に、見込み量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

高次脳機能障害のある方への支援体制や整備状況などについて情報共有を図り、地域の実情に応じた体制整備について協議をする。

ウ 【新規】高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
配置人数	1名	1名	1名

見込量の設定の考え方

福岡県が実施している「福岡県高次脳機能障がい支援拠点機関」に配置しているコーディネーターの人数から、見込み量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

高次脳機能障害者支援センターの運営に関する課題や当事者や家族、地域のニーズについて継続的に検証・検討を行い、機能の充実・強化を図る。

エ 【新規】高次脳機能障害者支援センターにおける相談

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
相談件数	830件	830件	830件

見込量の設定の考え方

福岡県が実施している「高次脳機能障がい支援拠点機関」で受けた相談件数のうち、北九州市民からの相談実績に基づき、今後の見込み量を算出。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

高次脳機能障害がある方が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、当事者やご家族の声を聞き、関係機関と連携しながら取り組む。

オ 【新規】高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
件数	2件	2件	2件

見込量の設定の考え方

福岡県が実施している「福岡県高次脳機能障がい支援者養成研修」と、北九州市が実施している「高次脳機能障害支援者研修会」の令和７年度までの開催回数から見込み量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

高次脳機能障害がある方やご家族を支援できる人材を養成するとともに、高次脳機能障害についての理解を促すための普及啓発に努める。

（３）福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
利用者数	257人	240人	225人
利用日数	4,468人日	4,137人日	3,831人日

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

※利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

今後も一定の利用ニーズがあるものと考えられることから、近年の利用状況を基本として見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

②就労継続支援(Ａ型)

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 (2027 年度)	令和10年度 (2028 年度)	令和11年度 (2029 年度)
利用者数	1,403人	1,480人	1,561人
利用日数	27,259人日	28,131人日	29,031人日

※利用者数：月平均利用人数（人/月）
※利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

利用者は増加傾向にあり、利用ニーズも高いと考えられることから、近年の伸び率を基本として見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

③就労継続支援(Ｂ型)

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 (2027 年度)	令和10年度 (2028 年度)	令和11年度 (2029 年度)
利用者数	4,861 人	5,318 人	5,818 人
利用日数	88,236 人日	96,604 人日	105,764 人日

※利用者数：月平均利用人数（人/月）
※利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

利用者数・利用日数とも大幅に増加してきたが、本市の利用者割合及び利用者数の伸び率ともに全国値を上回ることから、国通知に基づき、全国の利用者数の伸び率に止めて見込量を算出の上設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

④自立訓練（機能訓練）

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
利用者数	5人	6人	8人
利用日数	108人日	131人日	159人日

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

※利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

市内にサービス提供事業所はなく、利用者数、利用日数ともに概ね一定程度の水準で推移しており、今後も一定の利用があるものと考えられることから、本市の実情を踏まえて、見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

⑤自立訓練（生活訓練）・・・宿泊型自立訓練含む

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
利用者数	211人	213人	215人
利用日数	4,161人日	4,281人日	4,406人日

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

※利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

利用日数は概ね一定程度の水準で推移しており、市内のサービス提供事業所の増加状況及び地域移行の促進を踏まえ、今後も一定の利用があるものと考えられることから、直近の利用者の増加状況を踏まえて、見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

⑥生活介護

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
利用者数	3,029 人	3,044 人	3,059 人
利用日数	68,241 人日	70,630 人日	73,102 人日

※利用者数：月平均利用人数（人/月）
※利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

日中活動を支えるサービスである生活介護は、着実に利用者が増加しており、また、ニーズ把握調査では、今後も一定の利用が見込まれることから、近年の伸び率を基本として、見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

⑦就労定着支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
利用者数	237人	259人	284人

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

成果目標として設定した令和８(2026)年度末の就労定着支援の利用者数を踏まえて見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

⑧就労定着支援の指定事業所

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
事業所数	17事業所	17事業所	18事業所

※事業所数：指定を受けている事業所（事業所/年）

見込量の設定の考え方

国の目標値(２割５分以上）となる事業所数を目標とする。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

新たにサービス提供を検討している事業所への情報提供、開設やサービスの質の向上に向けた支援等を行うこと、また、利用希望者への周知を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

⑨就労定着実績体制加算の算定実績のある事業所

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
事業所数	3事業所	4事業所	5事業所

※算定実績のある事業所数（事業所/年）

見込量の設定の考え方

国の目標値(２割５分以上）となる事業所数を目標とする。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

就労定着支援事業所に対し、就労定着実績体制加算について、積極的な周知を図る。

⑩就労選択支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
利用者数	226人	272人	327 人
利用日数	3,164人日	3,804人日	4,573人日

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

※利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

令和７(2025）年10月に創設された新たなサービス。国は、「就労選択支援の積極的な利用を促すため、令和11(2029）年度の就労選択支援を利用する障害者の数を8万2千人以上とする」 としており、本市でも利用者が増加するものとして見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

新たにサービス提供を検討している事業所への情報提供、開設やサービスの質の向上に向けた支援等を行うこと、また、利用希望者への周知を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

（４）福祉施設の入所者の地域生活への移行

①訪問系サービス

ア 居宅介護

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
利用者数	2,068人	2,126人	2,185人
利用時間	41,276時間	43,010時間	44,816時間

※利用者数：月平均利用人数（人/月）
※利用時間：月平均利用延べ時間（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用時間）

見込量の設定の考え方

居宅介護は、在宅の障害のある人の生活を支えるサービスとしてのニーズが高く、利用者が増加していることから、近年の伸び率を基本に見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

イ 重度訪問介護

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
利用者数	69 人	79人	91人
利用時間	38,544 時間	45,482 時間	53,668 時間

※利用者数:月平均利用人数（人/月）
※利用時間：月平均利用延べ時間（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用時間）

見込量の設定の考え方

重度訪問介護は、在宅の重度の障害のある人の生活を支えるサービスとしてのニーズが高く、利用者が増加していることから、近年の伸び率を基本に見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

ウ 同行援護

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
利用者数	304人	311人	318人
利用時間	6,173 時間	6,790時間	7,469時間

※利用者数:月平均利用人数（人/月）
※利用時間：月平均利用延べ時間（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用時間）

見込量の設定の考え方

同行援護は、視覚障害のある人が外出する際の支援を行うサービスとしてのニーズが高く、利用者も増加傾向にあることから、近年の伸び率を基本に見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

エ 行動援護

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
利用者数	45 人	60人	81人
利用時間	732時間	1,028時間	1,442時間

※利用者数:月平均利用人数（人/月）
※利用時間：月平均利用延べ時間（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用時間）

見込量の設定の考え方

行動援護は、行動上著しい困難を有する障害のある人の生活を支えるサービスとしてのニーズが一定程度あることから、今後も一定の利用水準を保つものとして見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

オ 重度障害者等包括支援

見込量の設定・実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

重度障害者等包括支援については、現在、市内にサービス提供事業所がなく、利用実績がないことから、現時点では具体的な見込量の設定は難しい状況にある。今後、新たにサービス提供を検討している事業者等への情報提供を行うとともに、事業の円滑な開始やサービスの質の確保に向けた支援を行うなど、サービスの確保・提供を目指す。

②日中活動系サービス

ア 【再掲】生活介護

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
利用者数	3,029 人	3,044 人	3,059 人
利用日数	68,241 人日	70,630 人日	73,102 人日

※利用者数：月平均利用人数（人/月）
※利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

日中活動を支えるサービスである生活介護は、着実に利用者が増加しており、また、ニーズ把握調査では、今後も一定の利用が見込まれることから、近年の伸び率を基本として、見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

イ 【再掲】自立訓練（機能訓練）

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
利用者数	5人	6人	8人
利用日数	108人日	131人日	159人日

※利用者数：月平均利用人数（人/月）
※利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

市内にサービス提供事業所がなく、利用者数、利用日数ともに概ね一定程度の水準で推移しており、今後も一定の利用があるものと考えられることから、本市の実情を踏まえて、見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

ウ 【再掲】自立訓練（生活訓練）・・・宿泊型自立訓練含む

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
利用者数	211人	213人	215人
利用日数	4,161人日	4,281人日	4,406人日

※利用者数：月平均利用人数（人/月）
※利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

利用日数は概ね一定程度の水準で推移しており、市内のサービス提供事業所の増加状況及び地域移行の促進を踏まえ、今後も一定の利用があるものと考えられることから、直近の利用者の増加状況を踏まえて、見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

エ 【再掲】就労選択支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
利用者数	226人	272人	327 人
利用日数	3,164人日	3,804人日	4,573人日

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

※利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

令和７(2025）年10月に創設された新たなサービス。国は、「就労選択支援の積極的な利用を促すため、R11(2029）年度の就労選択支援を利用する障害者の数を8万2千人以上とする」 としており、本市でも利用者が増加するものとして見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

新たにサービス提供を検討している事業所への情報提供、開設やサービスの質の向上に向けた支援等を行うこと、また、利用希望者への周知を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

オ 【再掲】就労移行支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
利用者数	257人	240人	225人
利用日数	4,468人日	4,137人日	3,831人日

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

※利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

今後も一定の利用ニーズがあるものと考えられることから、近年の利用状況を基本として見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

カ 【再掲】就労継続支援(Ａ型)

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 (2027 年度)	令和10年度 (2028 年度)	令和11年度 (2029 年度)
利用者数	1,403 人	1,480 人	1,561 人
利用日数	27,259 人日	28,131 人日	29,031 人日

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

※利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

利用者は増加傾向にあり、利用ニーズも高いと考えられることから、近年の伸び率を基本として見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

キ 【再掲】就労継続支援(Ｂ型)

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 (2027 年度)	令和10年度 (2028 年度)	令和11年度 (2029 年度)
利用者数	4,861 人	5,318 人	5,818 人
利用日数	88,236 人日	96,604 人日	105,764 人日

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

※利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

利用者数・利用日数とも大幅に増加してきたが、本市の利用者割合及び利用者数の伸び率ともに全国値を上回ることから、国通知に基づき、全国の利用者数の伸び率に止めて見込量を算出の上設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

ク 【再掲】就労定着支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
利用者数	237人	259人	284人

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

成果目標として設定した令和８(2026)年度末の就労定着支援の利用者数を踏まえて見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

ケ 療養介護

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
利用者数	301人	303人	305人

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

今後も一定の利用ニーズはあるものと考えられることから、直近の増加 状況を踏まえて見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

コ 福祉型短期入所

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
利用者数	632 人	691 人	755 人
利用日数	3,419 人日	3,587 人日	3,762 人日

※利用者数：月平均利用人数（人/月）
※利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

利用者数、利用日数ともに概ね一定程度の水準で推移していることを踏まえ、近年の伸び率を基本として見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

サ 医療型短期入所

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
利用者数	206 人	259 人	327 人
利用日数	1,359 人日	1,800 人日	2,385 人日

※利用者数：月平均利用人数（人/月）
※利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

利用者数及び事業所数とも一定の利用水準で推移しており、今後も利用ニーズはあると考えられるため、近年の伸び率を基本として見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

新たにサービス提供を検討している事業者への情報提供、開設に向けた支援やサービスの質の確保に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

③自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

ア 自立生活援助

見込量の設定・実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

自立生活援助については、現在、市内にサービス提供事業所がなく、利用実績がないことから、現時点では具体的な見込量の設定は難しい状況にある。今後、新たにサービス提供を検討している事業者等への情報提供を行うとともに、事業の円滑な開始やサービスの質の確保に向けた支援を行うなど、サービスの確保・提供を目指す。

イ 共同生活援助（グループホーム）

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
利用者数	2,400 人	2,597 人	2,810 人

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

利用者数は大幅に増加してきたが、本市の利用者割合及び利用者数の伸び率ともに全国値を上回ることから、国通知に基づき、全国の利用者数の伸び率に止めて見込量を算出。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

ウ 施設入所支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
利用者数	1,240 人	1,226 人	1,212 人

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

成果目標として設定した令和11(2029）年度末の施設入所者数を踏まえて見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

④相談支援

ア 計画相談支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
利用者数	11,900人	12,300人	12,700人

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

計画相談支援の利用者数は、引き続き増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、現状の増加傾向を勘案して見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

相談支援事業者や相談支援専門員への情報提供及び相談支援の質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び質の高い相談支援の提供を図る。

イ 地域移行支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
利用者数	40人	40人	40人

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

過去３年間の実績の推移を勘案し見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

精神科病院において精神障害のある人を支える医療従事者（精神保健福祉士、看護師、作業療法士等）や、その他司法関係施設の職員等に対して当該サービスの仕組みを周知・広報することにより、見込量の確保を図る。

ウ 地域定着支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
利用者数	52人	54人	56人

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

過去３年間の実績の推移を勘案し見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

当該サービスを実施したことのない指定一般相談支援事業者等を対象に含む研修会等を開催して、サービスの普及を図ることにより、見込量の確保を図る。

⑤【新規】地域移行等意向確認担当者による地域生活への移行に向けた支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
支援回数	24 回	24 回	24 回

見込量の設定の考え方

障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者による、地域生活への移行に向けた入所者全員への支援の回数を見込量として設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

令和８年度に義務化された地域移行等意向確認が指定基準に従って実施されているか運営指導するとともに、対象の事業所に毎年度状況報告を促す。

（５）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催、関係者の参加、目標設定及び評価の実施

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
開催回数	２回	２回	２回
関係者の 参加者数	30人	30人	30人
目標設定･評価 の実施回数	２回	２回	２回

※開催回数：年間開催回数（回/年）

見込量の設定の考え方

現行の「北九州市精神保健福祉審議会」の開催回数及び参加人数(委員数15名）を踏まえて、見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

「北九州市精神保健福祉審議会」において目標設定及び評価を行い、保健・医療・福祉の重層的な連携による支援体制を構築する。

②精神障害のある人の地域移行支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
利用者数	38人	38人	38人

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

近年の推移から見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

精神障害のある人に対する地域移行支援のサービスの流れを周知普及することにより見込量の確保を図る。

③精神障害のある人の地域定着支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
利用者数	44人	45人	47人

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

近年の推移から見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

精神障害のある人の地域定着支援の情報を関係者と共有し、支援の普及を図る。

④精神障害のある人の共同生活援助

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
利用者数	1,179人	1,276人	1,381人

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

近年の推移から見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

精神障害のある人の共同生活援助の情報を関係者と共有し、支援の普及を図る。

⑤精神障害のある人の自立生活援助

見込量の設定・実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

精神障害のある人の自立生活援助については、現在、市内にサービス提供事業所がなく、利用実績がないことから、現時点では具体的な見込量の設定は難しい状況にある。今後、新たにサービス提供を検討している事業者等への情報提供、事業の円滑な開始やサービスの質の確保に向けた支援を行うとともに、他市町村の事例を関係者と共有し、市内での事業所設立に向けた働きかけなどを行うことで、サービスの確保・提供を目指す。

⑥精神障害のある人の自立訓練（生活訓練）

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
利用者数	174人	175人	177人

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

近年の推移から見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

精神障害のある人の自立訓練（生活訓練）の情報を関係者と共有し、支援の普及を図る。

⑦【新規】精神障害のある人の短期入所

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
利用者数	283人	340人	413人

※利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

近年の推移から見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

精神障害のある人の短期入所の情報を関係者と共有し、支援の普及を図る。

⑧【新規】心のサポーター養成研修の実施

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
実施回数	4回	5回	6回

※実施回数：年間実施回数（回/年）

見込量の設定の考え方

近年の推移から見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、市民や関係機関を対象とした心のサポーター養成研修を計画的に実施する。地域団体、企業、学校等への働きかけを強化し、受講機会の拡充及び安定的な研修実施体制の確保に努める。

⑨【新規】精神保健福祉相談員講習会等の実施

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
実施回数	3回	3回	3回

※実施回数：年間実施回数（回/年）

見込量の設定の考え方

近年の推移から見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

精神保健福祉相談員の専門性及び相談支援の質の向上を図るため、「北九州市精神保健福祉センター」が実施する精神保健福祉相談員向け研修等を継続します。関係機関との連携を図りながら受講機会を確保し、地域における相談支援体制の充実に努める。

（6）障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

①児童発達支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
利用児童数	1,821 人	2,100 人	2,421 人
利用日数	22,888 人日	26,436 人日	30,533 人日

※利用児童数：月平均利用児童数（人/月）

※利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用児童数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

利用者数・利用日数とも大幅に増加しており、利用ニーズも高く、引き続き事業所の開設も見込まれることから、近年の伸び率を基本に見込量を設定した。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

②放課後等デイサービス

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
利用児童数	4,441 人	4,854 人	5,305 人
利用日数	63,907 人日	69,846 人日	76,337 人日

※利用児童数：月平均利用児童数（人/月）

※利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用児童数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

利用者数・利用日数とも大幅に増加してきたが、本市の利用者割合及び利用者数の伸び率ともに全国値を上回ることから、国通知に基づき、全国の利用者数の伸び率に止めて見込量を算出した。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

③保育所等訪問支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
利用児童数	250人	307 人	376 人
利用日数	403人日	522 人日	677 人日

※利用児童数：月平均利用児童数（人/月）

※利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用児童数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

利用者数、利用日数ともに増加傾向にあることから、近年の利用者数の増加状況を踏まえ、近年の伸び率を基本に見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

④居宅訪問型児童発達支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
利用児童数	2人	2人	2人
利用日数	10人日	9人日	9人日

※利用児童数：月平均利用児童数（人/月）
※利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用児童数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問して発達支援を行うサービスのニーズが一定程度あることを踏まえて、直近の利用者の増加状況を基に見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

⑤福祉型障害児入所支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
利用児童数	60人	60人	60人

※利用児童数：月平均利用児童数（人/月）

見込量の設定の考え方

利用状況は概ね一定の水準で推移していると考えられることから、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

⑥医療型障害児入所支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
利用児童数	30人	30人	30人

※利用児童数：月平均利用児童数（人/月）

見込量の設定の考え方

医療的ケアが必要な子どもの増加等により、少しずつ利用者数が増加していることから、近年の増加状況を踏まえて見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

⑦障害児相談支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
利用児童数	5,100人	5,500人	5,900人

※利用児童数：月平均利用児童数（人/月）

見込量の設定の考え方

障害児相談支援の利用者数は、引き続き増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、現状の増加傾向を勘案して見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

相談支援事業者や相談支援専門員への情報提供や相談支援の質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び質の高い相談支援の提供を図る。

⑧医療的ケアが必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
配置人数	1人	1人	1人

※配置人数：コーディネーター配置人数（人/年）

見込量の設定の考え方

地域における医療的ケアが必要な子どものニーズ等を踏まえて、引き続き医療的ケア児コーディネーターを配置する。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

「北九州地域医療的ケア児支援協議会」を通じて、医療的ケアが必要な子どもの心身の状況や介護者の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が受けられるように関係機関との連携を図る。

⑨【新規・独自】自立支援協議会における障害児支援等に関する協議

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
協議回数	2回	2回	2回

※協議回数：年間協議回数（回/年）

見込量の設定の考え方

今後の協議予定を踏まえて、見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

「北九州市障害者自立支援協議会」において、障害児の個別事例等を通じて課題を整理し、伴走的な相談支援体制の構築について協議を行う。

（７）発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

①発達障害者支援地域協議会の開催

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
開催回数	２回	２回	２回

※開催回数：年間開催回数（回/年）

見込量の設定の考え方

過去の開催回数を踏まえて、見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

発達障害のある人や発達障害のある子どもの支援に関わる機関やサービス提供事業者等が定期的に課題を共有し、連携緊密化を図る場とすることで、切れ目のない支援体制について協議する。

②発達障害者支援センターによる相談支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
相談件数	2,000 件	2,000 件	2,000 件

※相談件数：年間相談件数（件/年）

見込量の設定の考え方

相談支援事業所等の増加に伴い相談先が増えたことや、過去の相談件数を踏まえて、見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

発達障害のある人や発達障害のある子どもの支援に関わる機関やサービス提供事業者等が定期的に課題を共有し、連携緊密化を図る場とすることで、切れ目のない支援体制の構築を図る。

③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
助言件数	80 件	80 件	80 件

※助言件数：助言を実施した件数（件/年）

見込量の設定の考え方

過去の助言件数を踏まえて、見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

発達障害のある人や発達障害のある子どもに対する支援に携わる関係機関に対し、対処方法に関する助言・指導、事例検討等を通して支援を行う。

④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
研修､啓発件数	56件	56件	56件

※研修・啓発件数：研修や啓発を実施した件数（件/年）

見込量の設定の考え方

過去の研修等件数を踏まえて、見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

行政機関の職員を始め、商業施設の従業員、警察官等、発達障害の特性を理解した適切な対応を知っておくべき職業の人々を対象とした研修を実施するとともに、イベントやシンポジウムの開催等をとおして発達障害への 理解促進に取り組む。

⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
受講者数	5人	5人	5人

見込量の設定の考え方

過去の受講者数を踏まえて、見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

保護者向けの支援プログラムを継続し、日常の生活における子育ての困りごとを解消できるよう支援する。

⑥ペアレントメンター

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
人数	21人	21人	21人

見込量の設定の考え方

現在の人数に加え、過去の育成実績を踏まえて見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

ペアレントメンター養成講座を行い、新規登録者の確保・育成に努める。

⑦ピアサポートの活動への参加

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
参加人数	32人	32人	32人

見込量の設定の考え方

現在の人数に加え、過去の育成実績を踏まえて見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

グループワークや研修会など、当事者の小グループによる活動を通してピアサポートの機会が広がるよう努める。

⑧【新規・独自】発達障害者支援センター「つばさ」が実施する強度行動障害支援に係るフォローアップ研修の開催

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
開催回数	3回	3回	3回

見込量の設定の考え方

現在の開催実績を踏まえて見込量を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

福岡県等が実施する「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」の修了者を対象とした市独自のフォローアップ研修を実施し、人材を育成していく。

（8）【新規】障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケア充実のための生産性向上

①【新規】障害福祉人材の確保・定着に向けた処遇改善等

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
福祉･介護職員等処遇改善加算を取得している事業所数	1,758 事業所	1,916 事業所	2,088 事業所
ICT･ロボット導入支援事業において採択された事業所数	111事業所	128事業所	145事業所

見込量の設定の考え方

(ⅰ)障害福祉人材の確保・定着に向け、国も処遇改善を後押ししていることから、本市でも加算の取得事業所数が増加するものとして目標値を設定。

(ⅱ)人手不足の中でも質の高いサービスを維持するため、ICT・ロボットの導入により生産性向上や業務負担軽減を推進する事業所数の増加が職場の働きやすさの指標となることから、事業所における ICT・ロボットの導入促進を目標とした。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

(ⅰ)障害福祉サービス等事業所への処遇改善加算制度の周知や相談対応により、取得事業所の増加を図る。

(ⅱ)ICT・ロボット導入を検討する障害福祉サービス等事業所へICTの見学会を実施し、具体的な活用事例の共有を図ることでICT・ロボットの導入を進める事業所の増加を図る。

②地域の相談支援専門員等を対象とした人材育成支援及び障害のある人自身の自己決定を尊重し、意思決定支援を適切に実施できる人材の育成

ア 【再掲】地域の相談支援専門員等を対象とした人材育成研修の実施

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
受講者数	270人	280人	290人

見込量の設定の考え方

相談支援専門員等の質の向上を図ることが、利用者の自立促進や地域生活基盤の整備につながることから、研修を受講した人数を目標値として設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害福祉サービス等事業所への周知や広報により、研修に参加する相談支援専門員の増加を図る。

イ 【新規】意思決定支援ガイドラインを活用した研修会の実施

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
実施回数	1回	1回	1回
受講者数	60人	60人	60人

見込量の設定の考え方

障害のある人自身の自己決定を尊重し、意思決定支援を適切に実施できる人材の養成が重要であることから、研修会の実施回数、受講者数を目標値として設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害のある人の意思決定の支援を推進するため、「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修会を実施する。

（９）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
福祉事務所職員の研修受講割合	100%	100%	100%

見込量の設定の考え方

福祉事務所において障害福祉サービス関連業務に携わる全ての職員が障害者総合支援法に係る具体的な内容を理解することを基本として指標を設定。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害福祉サービス等に係る研修を開催し、福祉事務所と連携して関連業務に携わる職員の受講を促す。

②障害者自立支援審査支払等システム等による分析結果の活用及び指導監査結果の関係自治体との共有による指導体制の強化

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
審査･監査結果の共有回数	２回	２回	２回

見込量の設定の考え方

県内の指定権者（福岡県・北九州市・福岡市・久留米市）が行う運営指導の実績を基に、関係課長会議及び「障害福祉サービス事業者等指定指導担当者連絡協議会」を実施する。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

審査システム等の分析結果を利用し、審査結果及び指導監査結果を関係自治体間で共有することにより、サービスの質の向上及び給付の適正化を図る。

その上で、事業者に対して、丁寧かつ適切な指導及び助言を行う。

③【新規】障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表等

事業量の見込み

見込む単位等	令和9年度 （2027 年度）	令和10年度 （2028 年度）	令和11年度 （2029 年度）
公表率及び更新率	100%	100%	100%

見込量の設定の考え方

障害福祉サービス等情報公表制度においては、サービスの提供にあたってその内容が公表されていることが原則であることから、公表率及び更新率を100%とすることを目標とする。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

新規指定の際には、サービス等の内容について公表義務があることを周知するとともに、事業開始から６月以内に実施する現況確認や、６年に１度を目安に実施する運営指導においても、適時適切な更新が行われていることの確認を徹底する。

【地域の実情に応じた障害福祉サービス等提供体制の確保】

近年、全国的な課題として、利用者の必要とする障害福祉サービス等の提供体制に地域差が生じており、国は、各自治体に対し、計画におけるサービス量の見込方法の変更や、いわゆる総量規制（※）の活用により、地域の実情に応じた適切な提供体制を確保するよう求めています。

これを受けて、北九州市では、本市の実情を踏まえつつ、本計画における事業量の見込みに対するサービスの提供状況を注視し、客観的かつ適正な量の確保と質の高いサービスの提供に向けて取り組んでまいります。

※総量規制（障害者総合支援法第36条、児童福祉法第21条の5の15及び児童福祉法第24条の9）
都道府県等は一部の指定障害福祉サービスについて、計画に定める必要なサービスの量に達している場合等には、事業所等の指定をしないことができる。
（対象サービス）
生活介護、就労継続支援A型・B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、共同生活援助、障害者支援施設、障害児入所施設

３　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

本計画では、北九州市が実施する地域生活支援事業について、事業量の見込み及び各年度の見込量確保のための方策を定めます。

（１）北九州市が実施する事業の内容

①必須事業

ア 理解促進研修・啓発事業

イ 自発的活動支援事業

ａ ピアカウンセリング事業・地域精神保健福祉対策

ｂ パソコンサポーター養成・派遣事業

ｃ 本人活動支援事業

ウ 相談支援事業・専門性の高い相談支援事業

ａ 相談支援事業

ｂ 専門性の高い相談支援事業

エ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

オ 意思疎通支援事業

ａ 意思疎通支援を行う者の派遣事業

ｂ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

カ 日常生活用具給付等事業

キ 奉仕員養成研修事業

ａ 手話奉仕員養成研修事業

ｂ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

ク 移動支援事業

ケ 地域活動支援センター機能強化事業

コ 広域的な支援事業

②任意事業

ア 日常生活支援事業

ａ 福祉ホーム

ｂ 生活訓練等・中途視覚障害者緊急生活訓練

ｃ 訪問入浴サービス

ｄ 日中一時支援事業

イ 社会参加支援事業

ａ 障害者スポーツ大会・障害者スポーツ教室

ｂ 点字・声の広報等発行事業・点訳奉仕員養成事業・音訳奉仕員養成事業

ｃ 芸術文化活動振興

（２）各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込量の確保のための方策

①必須事業

ア 理解促進研修・啓発事業
障害者差別解消・共生社会推進事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
障害者差別解消・共生社会推進事業	事業の実施	有	有	有

事業実施の考え方

障害者差別解消法及び北九州市の障害者差別解消条例に基づき、障害者団体と協働して、事業者や市民の障害及び障害のある人に対する理解を深める取組を促進する。

事業の見込量確保のための方策

今後、障害者差別解消法・条例を市民や事業者へイベントや研修・講演会などを通じて、継続的に積極的な周知啓発を図る。

イ 自発的活動支援事業
ａ ピアカウンセリング事業・地域精神保健福祉対策

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
ピアカウンセリング事業	箇所数	5箇所	5箇所	5箇所
地域精神保健福祉対策（ピアサポート事業）	活動件数	8件	9件	10件

事業実施の考え方

ピアカウンセリング事業について、障害のある人のピアサポート活動を引き続き支援する。

ピアサポート活動の見込量については、近年の推移から見込量を設定。

事業の見込量確保のための方策

ピアカウンセリング事業については、近年の実績を基本とした箇所数を設定することで、十分な活動量を確保する。

ピアサポート事業について、ピアサポート活動の場を増やすために、引き続き関係各所に情報提供を行う。

b パソコンサポーター養成・派遣事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
パソコンサポーター養成･派遣事業	養成人数	８人	８人	８人

※養成人数：各年度の年間養成講座受講修了者数（人/年）

事業実施の考え方

パソコンやその周辺機器の使用に関する支援方法の講座などを開催し、パソコンサポーターを養成し、障害のある人へサポーターを派遣することで、障害のある人の社会参加を図る。見込量については、近年の養成実績を踏まえて設定。

事業の見込量確保のための方策

本業務の委託先が有する障害当事者、障害者団体とのネットワークを活用して、その役割を広くＰＲし、見込量の確保を図る。

c 本人活動支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
本人活動支援事業（ボランティア活動参加促進）	活動回数	74 回	74 回	74 回

※活動回数：活動を実施した回数（回/年）

事業実施の考え方

街のバリアフリー点検や啓発事業に障害のある人自身が参加する機会を提供し、社会参加を促す。

見込量については、令和８年度の推計値を参考に設定。

事業の見込量確保のための方策

事業の周知を図り、新たな障害のある人のボランティア活動の場を確保する。

ウ 相談支援事業・専門性の高い相談支援事業

a 相談支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
障害者相談支援事業（障害者基幹相談支援センター）	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター等機能強化事業	事業の実施	有	有	有
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	事業の実施	有	有	有

※箇所数：障害者基幹相談支援センター施設数（箇所）

事業実施の考え方

障害者基幹相談支援センターにおいて、虐待防止センターや居住サポート事業等を併せて実施するなど、総合的・専門的な相談支援を行い、障害のある人への直接支援に加え、他の相談支援事業所への専門的な助言指導を行うことで地域の相談支援体制強化の取組を進める。

事業の見込量確保のための方策

訪問支援（アウトリーチ）を含む相談支援、障害のある人に対する虐待への対応、相談支援専門員が抱える困難事案への協働支援、関係機関と連携した支援の実施等を通じて、相談支援の質の向上を図る。

b 専門性の高い相談支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
発達障害者支援センター運営事業	利用者数	610人	610人	610人

※利用者数：各年度の利用人数（人/年）

事業実施の考え方

発達障害者支援センターによる相談支援、啓発・研修、機関支援の充実を図るとともに、「北九州市立総合療育センター」等関係機関との連携強化、ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施による保護者支援等の取組を進める。

事業の見込量確保のための方策

発達障害者支援センターについて市民への周知を図るとともに、「北九州市立総合療育センター」及び「特別支援教育相談センター」等、関係機関との連携強化に取り組むことで、見込量の確保及び質の高い相談支援の提供を図る。

エ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
成年後見制度利用支援事業	利用者数	6人	6人	6人
成年後見制度法人後見支援事業	事業の実施	有	有	有

※利用者数：各年度、新規で成年後見制度利用支援を利用した人数（人/年）

事業実施の考え方

成年後見制度については、現在の利用状況から利用支援が必要と見込まれる件数を設定。

また、法人後見の活動支援を継続し、成年後見事業を適切に行うことが可能な体制の整備を進める。

事業の見込量確保のための方策

成年後見制度を周知・広報するとともに、成年後見を必要とする人に対して、制度の利用を促すことで、見込量の確保を図る。

オ 意思疎通支援事業

α 意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
手話通訳者派遣事業	派遣件数	3,000件	3,000件	3,000件
要約筆記者派遣事業	派遣件数	115件	120件	125件
重度障害者入院時ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ支援事業	事業の実施	有	有	有

※派遣件数：各年度の通訳者等派遣件数（件/年）

b 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	派遣件数	300件	300件	300件

※派遣件数：各年度の通訳者等派遣件数（件/年）

事業実施の考え方

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業については、聴覚障害のある人等の意思疎通を支援する通訳者等（手話通訳者、要約筆記者）の派遣を行うことにより、意思伝達の手段を確保し、福祉の増進及び社会参加の促進を図る。

重度障害者入院時コミュニケーション支援事業については、意思疎通を図ることが困難な重度の障害のある人に対して、医療機関に入院したときに、コミュニケーション支援員を介して円滑な医療行為を受けることができるよう支援する。見込量については、事業のニーズを踏まえて設定。

また、視覚・聴覚の重複障害のある人の意思疎通を支援する盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの派遣を行うことにより、意思伝達の手段を確保し、福祉の増進及び社会参加の促進を図る。見込量については、近年の事業実績と事業のニーズを踏まえて設定。

事業の見込量確保のための方策

サービス提供事業者とサービスを必要とする障害のある人へ情報提供を行い、利用者のニーズに沿った派遣を実施して、見込量の確保を図る。

カ 日常生活用具給付等事業

事業量の見込み

種目名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
介護・訓練支援用具	給付件数	74 件	74 件	74 件
自立生活支援用具	給付件数	178 件	179 件	180 件
在宅療養等支援用具	給付件数	219 件	220 件	221 件
情報・意思疎通支援用具	給付件数	220 件	221 件	222 件
排泄管理支援用具	給付件数	13,232 件	13,285 件	13,338 件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	利用件数	15 件	15 件	15 件
合計		13,938 件	13,994 件	14,050 件

※給付件数、利用件数：各年度の年間件数（件/年）

事業実施の考え方

日常生活用具の給付等については、在宅の障害のある人の日常生活がより円滑に行われるための用具（日常生活用具）の給付を行うことで、日常生活の便宜を図る。

近年、新たな技術開発等により、障害のある人から品目等追加希望が増えているため、ニーズ等を把握し、より日常生活が便利となるよう給付内容の充実に取り組む。

見込量については、事業のニーズ及び近年の給付実績を踏まえて設定。

事業の見込量確保のための方策

対象品目や対象要件等の見直しを定期的に行い、良質なサービスの提供を図る。

また、日常生活用具の給付等を必要とする障害のある人に対して、情報提供のあり方を検討し、広く情報が周知されるように努める。

キ 奉仕員養成研修事業

a 手話奉仕員養成研修事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
手話奉仕員養成研修事業	養成人数	90 人	90 人	90 人

b 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
手話通訳者養成事業	養成人数	45人	45人	45人
要約筆記者養成事業	養成人数	8人	8人	8人
盲ろう者通訳･ガイドヘルパー養成事業	養成人数（隔年実施）	10人	－	10人

※養成人数：各年度の年間養成講座受講修了者数（人/年）

事業実施の考え方

聴覚障害のある人等のコミュニケーションを援助する手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者を養成し、聴覚障害のある人等の福祉の増進を図る。

また、一人で外出することが困難な盲ろう者が、社会参加等の外出の際の移動及び意思疎通支援のために、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーを育成する。

見込量については、近年の実績を基本として設定。

事業の見込量確保のための方策

聴覚障害者団体等と連携を図りながら、手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの役割を広くＰＲし、見込量の確保を図る。

ク 移動支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
移動支援事業	利用者数	429人	430人	431人
	利用時間	65,514 時間	65,954 時間	66,394 時間
重度障害者大学等進学支援事業	利用者数	3人	3人	3人

※利用時間：各年度の延べ利用時間（時間/年）
※利用者数：各年度の月平均利用人数（人/月）

事業実施の考え方

移動支援事業については、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加の促進を図る。見込量については、事業のニーズ及び近年の利用実績を踏まえて設定。

重度障害者大学等進学支援事業については、大学等に通学している重度の全身性障害のある人に、通学や学校内の活動において支援を提供することで、大学等への進学支援を図る。

見込量については、事業のニーズ及び近年の給付実績を踏まえて設定。

事業の見込量確保のための方策

移動支援事業については、サービス提供事業者への情報提供やサービスの向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

重度障害者大学等進学支援事業については、事業の対象となる大学等及びサービスの提供を必要とする利用者に対して、情報提供のあり方を検討し、広く情報が周知されるように努める。

ケ 地域活動支援センター機能強化事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
地域活動支援センター事業	箇所数	9 箇所	9 箇所	9 箇所

※箇所数：各年度末の地域活動支援センター設置箇所数

事業実施の考え方

障害のある人に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を実施する地域活動支援センターに助成等を行う。センター設置の見込量については、近年の利用状況と事業のニーズを踏まえて設定。

事業の見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

コ 広域的な支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
精神障害者地域生活支援広域調整等事業	ピアサポート従事者数	16人	17人	19人

※ピアサポート従事者数：各年度に従事するピアサポートの人数（人/年）

事業実施の考え方

過去の従事者数を踏まえて見込量を設定。

事業の見込量確保のための方策

関係者との意見交換や地域へのＰＲを通して、ピアサポーターの活動の継続と活動の場を広げるよう努める。

②任意事業

ア 日常生活支援事業

a 福祉ホーム

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
福祉ホーム	利用者数	10人	10人	10人

※利用者数：各年度の月平均利用人数（人/月）

事業実施の考え方

居宅その他の設備等、日常生活に必要な便宜の提供を行い、障害のある人の地域生活を支援する福祉ホームに助成等を行う。

見込量については、近年の利用状況と事業のニーズを踏まえて設定。

事業の見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

b 生活訓練等・中途視覚障害者緊急生活訓練

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
生活訓練等･中途視覚障害者緊急生活訓練	利用者数	1,200 人	1,200 人	1，200 人

※利用者数：各年度の延べ利用人数（人/年）

事業実施の考え方

中途視覚障害者の自立や社会参加の促進を図るため、自立生活等に必要な歩行訓練、日常生活動作訓練、コミュニケーション訓練等を実施。

見込量については、近年の利用実績を踏まえて設定。

事業の見込量確保のための方策

引き続き、利用希望に沿えるよう事業の周知を図る。また、実施内容や方法についても適宜改善し見込量を確保する。

c 訪問入浴サービス

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
訪問入浴サービス	利用者数	21 人	21 人	21 人
	利用回数	1,302回	1,302回	1,302回

※利用者数：各年度の月平均利用人数（人/月）
※利用回数：各年度の延べ利用回数（回/年）

事業実施の考え方

訪問入浴サービスについては、常時介護を要する重度の身体障害のある人に適切な入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

見込量については、事業のニーズ及び近年の利用実績を踏まえて設定。

事業の見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

d 日中一時支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
日中一時支援事業（日帰りショートステイ）	利用者数	231人	233人	235人
	利用回数	11,986回	12,078回	12,170 回

※利用者数：各年度の月平均利用人数（人/月）
※利用回数：各年度の延べ利用回数（回/年）

事業実施の考え方

日中一時支援事業については、障害のある人や子どもの日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び介護負担軽減を図る。

見込量については、事業のニーズ及び近年の利用実績を踏まえて設定。

事業の見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図る。

イ 社会参加支援事業

a 障害者スポーツ大会・障害者スポーツ教室

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
障害者スポーツ大会	参加者数	340 人	350 人	360 人
障害者スポーツ教室	箇所数	27箇所	28箇所	29箇所

※参加者数：北九州市障害者スポーツ大会参加人数（人/年）
※箇所数：巡回スポーツ教室開催箇所数（箇所/年）

事業実施の考え方

スポーツに触れる機会を提供し、スポーツを通じた体力維持・向上や機能回復等を図ることで、障害のある人の社会参加の促進を図る。

見込量については、近年の参加実績、活動実績を基本として設定。

事業の見込量確保のための方策

市民周知や関係機関との連携強化により、障害者スポーツ大会の参加者の増加や障害者スポーツ教室の実施箇所の増加を図る。

b 点字・声の広報等発行事業・点訳奉仕員養成事業・音訳奉仕員養成事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
点字･声の広報等発行事業	発行回数	40回	40回	40回
点訳奉仕員養成事業	養成人数	10 人	10 人	10 人
音訳奉仕員養成事業	養成人数	10 人	10 人	10 人

※養成人数：各年度の年間養成講座受講修了者数（人/年）

事業実施の考え方

点字・声の広報等発行については、すべての人が等しく情報を得ることができるよう、視覚に障害のある人へ本市が発行する広報物等の点字版等を作成し、情報提供等を行う。

点訳・音訳奉仕員養成事業については、視覚に障害のある人のコミュニケーション等を支援する点訳・音訳ボランティアを養成し、障害のある人の社会参加を促進する。見込量については、近年の実績を基本として設定。

事業の見込量確保のための方策

本業務の委託先が有する障害当事者、障害者団体とのネットワークを活用して、その役割を広くＰＲし、見込量の確保を図る。

c 芸術文化活動振興

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和9年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
芸術文化活動振興	出展数	300点	300点	300点

※出展数：「北九州市障害者芸術祭」作品展への作品出展数（点/年）

事業実施の考え方

「北九州市障害者芸術祭」において障害者芸術作品展を実施し、障害のある人が文化芸術活動に参加することで、本人の生きがいや自信を創出し、社会参加の促進を図る。

見込量については、近年の出展実績を踏まえて設定。

事業の見込量確保のための方策

市民周知や関係機関との連携強化により、出展数の増加を図る。